

使用者又は施工業者の皆様へお願い

墳墓造作等についての注意事項

墳墓造作等（基礎・建墓・改造・移動・撤去）の工事を行おうとするときは、次の事項を順守してください。この注意を守らなかったり、墓地の管理に必要な係員及び市の指定する検査員（以下「検査員」という。）の指示に従わない場合は、建墓済の墳墓の撤去や市営墓地内への工事のための出入りをお断りすることもありますので、ご注意ください。

記

1. 墳墓造作等承認申請書の提出

墓地内で墳墓造作工事を行おうとするときは、必ず事前に墳墓造作等承認申請書に必要な事項を記入し、添付書類とともに市長の指示する所定の場所（今治市石材加工協同組合事務所）へ提出すること。

2. 着工前の注意

工事に着手する前の設計時点から、使用許可書等により施工を行おうとする墓所を实地検分し区番確認・寸法実測を行い、施工時に隣接墳墓を損傷することのないような万全の工法を用いるとともに、施工後に隣接区画に越境することのないよう注意すること。（工事中の墳墓損傷事故は、補償も含めて全て原因者で解決していただきます。）また、検査員の着工前立会が完了しないかぎり、現場での工事は行えません。

3. 着工時の注意

(1) 資材の搬入

墓域内への車両進入は、墳墓を破損する危険があるので絶対乗り入れないこと。墓石骨材、土砂の搬入・搬出は全て小運搬機で行うこと。

資材は、その工事に必要な量以外は搬入せず、やむを得ず施工区画以外に資材を仮置きする場合には、事前に検査員まで届け出ること。なお、搬入資材の管理は搬入者が責任をもって行うこと。

(2) 建墓の基準

石塔は自由形式ですが、基礎の高さを前面園路地盤より0.4m以内とします。また、植栽については、樹高を前面園路地盤より1.0m以内の低木とします。

(3) 堀削土砂の処理

工事のため堀削した土砂は、施工者が責任をもって速やかに搬出すること。空き区画に投げ込んだり、墓地内に積置くことは絶対にしないでください。

(4) 用水・電気について

墓地内の水道は、墓参者のために設置したものであるから、市が指定した場所以外での工事用水の使用は固くお断りします。また、指定場所で工具等を洗う場合にも周囲を汚したり、排水管を塞ぐことのないよう注意してください。（支障のあった場合には、原因者に復旧していただきます。）なお、墓地内に工事用の給電設備はありませんので、各自、発電機等を持参して下さい。

(5) その他4

墓地は「公の施設」ですから、工事のために墓参者に迷惑を掛けないよう注意してください。特に、お盆、お彼岸、年末年始の墓参の多い時期（交通規制期間）は、工事を禁止とします。

また、車両等に施工業者名を標示し、今治市墓地条例及び同条例施行規則を順守してください。

4. 竣工時の注意

工事が竣工した場合は、残材等を搬出し施工場所周囲を清掃して検査員の竣工時検査を受けてください。（工事完成後14日以内の、施主に引き渡す前に検査を受けること。）

令和4年4月1日

墓地管理者 今 治 市

（問い合わせ先）

今治市役所環境政策課

今治市別宮町一丁目4番地1

TEL (0898) 36-1535(直通)

今治市石材加工協同組合

今治市山方町一丁目甲1195番地4

TEL (0898) 31-9553